

(様式 1-3)

大玉村定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 26 年 4 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	大玉村屋内運動施設整備事業	事業番号	B-1-1
交付団体	大玉村	事業実施主体	大玉村		
総交付対象事業費	430,779 (千円)	全体事業費	430,779 (千円)		

事業概要

○事業の概要

原子力災害による放射能に対する健康への影響の不安から、屋外での遊びや運動機会が減少している本村の子ども達が、元気に遊び、活発に運動する機会・環境を提供することにより、運動能力の回復と体力低下及び肥満傾向の改善を図るとともに村全体の活力につなげていく。

(施設概要) ※詳細は別紙「図面」のとおり

・屋内運動施設（全面人工芝） A = 1,210.87 m²

※ 現体育館面積 A = 651.0 m² (※追加提出資料 1 参考)

○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性（実施要綱第 4 の 4 の一）

大玉村復興計画（別添資料のとおり）

基本目標3 夢を育てる教育・子育て

復興目標 福島、大玉で夢を育てる教育・子育て

「行政は、子どもたちの健康支援と、青空のもと学び、遊び、スポーツできる環境の整備に全力で取り組みます。」(P18～)

第 4 次大玉村総合振興計画（別添資料のとおり）

子どもから高齢者まで、地域ぐるみでスポーツを楽しみ心身ともに健康であることが明記されている。

また、村の主要施策にスポーツ活動の促進・スポーツ環境の充実を掲げている。(P86～)

人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係

○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障（実施要綱第 4 の 1）

本村は、原発事故前は平成 19 年度以降、社会増減及び自然増減により毎年約 50 人の増加傾向であった

が、原発事故後、人口の 0.7%に当たる 60 人が村外へ避難した結果、減少へと転じた。特に県外等への避難者は未だ戻っていない現状である。

人口減少が継続すれば、将来的な労働力の減少等により、地域経済にも影響を与えることから、活力ある村づくりにも大きな支障をきたすことになる。

平成 22 年国勢調査人口 8,574 人 (2,253 世帯)

平成 24 年 10 月時点の避難者数 5 人 (2 世帯) 【全国避難者情報システムによる】

平成 24 年 5 月現在の避難者 60 人 (25 世帯) 【原発災害対策班 調べによる】

平成 24 年 10 月現在の避難者 60 人 (25 世帯) 【原発災害対策班 調べによる】

平成 25 年 8 月現在の避難者 51 人 (22 世帯) 【原発災害対策班 調べによる】

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○事業実施の必要性（実施要綱第 4 の 1）

放射能に対する健康への影響の不安から屋外での遊びや運動機会が減少している子ども達を対象に、運動機会の確保や体力の向上を図るために、屋内運動施設を整備する。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（実施要綱第 4 の 4 の二①）

平成 23 年 3 月の原発事故以来、本村の子供達も屋外活動の制限を強いられてきた（参考資料）。村内小学校 2 校の平成 23 年度体力・運動能力調査結果（別添資料）を見ると、原発事故後の屋外の授業が一切できず運動時間の大幅な減少があったことがわかる。これは、成長期にある子供たちの心身の発育に大きな影響を与えるものであり、深刻な問題である。運動不足が招く子供たちへの影響は大きく、平成 25 年度安達地区学校保健調査によれば、本村の小中学生の肥満割合（肥満度 20%以上を「肥満傾向」として計上）を見ると震災前（2011 年データ）と比較し、2012 年では小学生で 33%増、同様に中学生で 19%増となっている。子供たちの運動不足を解消するため屋内運動施設を整備し、運動の機会を提供するものである。（参考データ参照）

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第 4 の 4 の二①）

原発事故以前と以後の改善センタ一体館の夜間利用者数を比較すると、事故前に年間 1,000 人弱であったものが、事故後の平成 24 年は 1,300 人強、平成 25 年には 2,300 人弱と増加している。利用団体を確認するとほとんどがスポーツ少年団の利用であることから、屋外活動の制限や屋外活動を控え、屋内での練習に切り替えたことにより体育館の利用が増加したものと思われるが、体育館は屋内スポーツ

で利用が優先され、屋外グランドは、社会人野球や高齢者のゲートボールなどの利用により、子どもたちが十分に利用できる施設が村にはない状況である。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（実施要綱第4の4の二①）

震災以降、放射線に対する懸念により子ども達の屋外活動の機会が著しく減少し、こうした不安を解消すべくグラウンドの表土除去や側溝、樹木等の除染活動に取り組んできたが、未だ空間線量の高い箇所も見受けられる。表土除去後のグラウンドコンディションも確実に悪化し、降雨後はしばらく泥濘が回復せず使用に耐えない場面が増えている。従って、本来屋外でする運動や遊びをすることが可能な屋内運動施設の必要性が求められている。既存の改善センター体育館は、もともと屋外スポーツ型のスポーツ少年団の利用が多かったが、規模が小さいため1スポーツ団体のみの利用に限られるなど制限を行わざる得ない状況から、施設規模を大きくすることにより、複数の団体が同時利用できる環境とする必要がある。また、施設規模を拡大するにあたり、近隣の住宅へ影響や新たな用地取得及び道路整備など伴わないように、改善センター内敷地内で、既存施設を解体し、必要面積を確保できる位置（建物の向きを変更）で設備することによりスムーズな施設整備を進めることができる。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（実施要綱第4の4の二①）

震災の影響により、屋外でのスポーツや体力づくりの場所として、屋外スポーツが可能な改善センターに集中し、子どもたちの活動の場が十分に確保できない状況から、大玉村全域の児童及び幼児（約800人）の運動機会の継続的な確保を図るため、既存施設の拡充を行い、利用者の屋外活動の不安の解消、利用制限の改善を図るものであるため、効率的な事業となっている。

なお、特に屋外活動を控えていた未就学児の利用や雨天時や冬の期間活動が自粛されているテニスの利用も可能となるので、運動機会の増進にもつながるものである。

※ 利用者数見込み：月約300人 年約3,500人の増、年間で約6,000人。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（実施要綱第4の4の二②）

本村は玉井地区及び大山地区の大きく2つに分けられ、今回整備をする施設は両地区のほぼ中心の位置にあり、アクセスも良好であるため、休日に親子連れで利用することも可能である。（村内の子供達の利用が期待できる）また、村広報誌やホームページ等の広報媒体を通して積極的な啓発と周知に努め、有効利用を促進する。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（実施要綱第4の4の二③）

屋内運動施設整備後は、村広報誌、ホームページ及び各学校の学校だより等により、周知PRを行い、広く利用してもらえるよう努める。また、運動施設に対する意見等も募り、より良い利活用のための取り組みを図る。また、スポーツクラブやスポーツ少年団とタイアップし、新たなスポーツ教室やスポーツ大会の開催を検討していく。

○その他（効果の検証）

毎年調査結果が出される「安達地区学校保健統計」の中で、村内の児童・生徒の肥満割合の変化を確認し、改善状況を把握する。その際、保護者アンケートや学校を通じた子どもたち自身へのアンケート調査を活用する。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	